

おokayama就活サポーター制度 募集要領

1 趣旨

おokayama就活サポーター（以下、「就活サポーター」という。）制度は、岡山県内企業等の若手社員が自身の就活体験やUターン就職の魅力等を学生に直接伝えることにより、学生の県内就職の促進を図ることを目的とするものです。

2 定義及び役割

就活サポーター登録企業（以下、「登録企業」という。）及び就活サポーターの定義及び役割は次のとおりとします。

(1) 登録企業（企業担当者）

下記3（1）を満たす企業等とします。就活サポーターの活動に関して、県や学生との取次ぎを行っていただきます。

(2) 就活サポーター

下記3（2）を満たす者とします。次の事項を学生に伝えていただきます。

- ① 自らの就職活動体験
- ② 県内に就職することの魅力
- ③ Uターン就職することの魅力
- ④ 県内企業、業界の魅力
- ⑤ 仕事のやりがい
- ⑥ 県内での暮らし、余暇の過ごし方
- ⑦ その他岡山県の魅力

(3) その他

- ① 上記（1）（2）のいずれについても、自身の企業のリクルート活動は禁止します。
- ② 本制度は主に大学生の利用を想定していますが、高校生や中学生から相談があった場合は、学業などの教育的観点を考慮し、保護者や学校とよく相談する旨、必ず伝えていただくようお願いします。

3 対象要件

以下の要件をすべて満たすこととします。

(1) 登録企業

- ① 就活サポーター制度に賛同する岡山県内企業等であること
- ② 下記（2）の就活サポーターが1名以上在籍していること
- ③ 労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法等）を遵守しており、また、過去に重大な法令違反がないこと
- ④ 暴力団関係事業主でないこと ※

(2) 就活サポーター

- ① 上記（1）の登録企業に在籍していること
- ② 就活サポーター制度に賛同し、上記2 定義及び役割（2）に協力できる概ね35歳までの若手社員であること
- ③ 岡山県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと

※暴力団関係事業主とは、企業等の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号ロに規定する役員をいう。）又は企業等の経営に実質的に関与する者が、次に掲げる者のいずれかに該当する事業主をいいます。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 登録方法

企業登録及び就活サポーター登録の申込みは、就活サポーターを登録する企業等が「おこやま就活サポーター登録申込書（様式第1号）」を提出してください。

5 登録確認等

県は、企業等から申込みのあった内容を確認し、対象要件を満たしていると認めた場合は、登録企業及び就活サポーターとして登録し、県のホームページ等で公開します。

登録後、就活サポーターに委嘱状を交付します。また、登録企業に対して、名刺等で使用できるロゴマークのデータを交付します。

6 登録の追加、登録内容の変更又は登録の終了

(1) 登録企業の変更

登録企業の名称が変更となる場合や、担当者が変更となる場合は、速やかに、「おこやま就活サポーター登録企業変更届（様式第2号）」を提出してください。

(2) 就活サポーターの変更

登録企業が就活サポーターを追加する場合や、登録内容の変更又は登録を終了する場合は、速やかに、「おこやま就活サポーター変更届（様式第3号）」を提出してください。

なお、登録している就活サポーターの年齢が著しく35歳を超えているなど制度の趣旨に沿わない場合は、県より登録終了の依頼をすることがあります。

7 企業登録の取下げ

登録企業が就活サポーター企業の登録を取り下げ場合は、速やかに、「おこやま就活サポーター企業登録取下げ届（様式第4号）」を提出してください。

8 県による登録の取消し

登録企業又は就活サポーターが、以下のいずれかに該当する場合は、県は登録を取り消すことができます。

- (1) 上記3 対象要件を満たさなくなったとき
- (2) 実施にあたり、偽りその他不正な行為があったとき
- (3) その他、県が登録の取消しを相当と認めるとき

9 実績報告等

県は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録企業に対して報告を求めることができます。

また、就活サポーターの活動実績についても、報告を求めることがあります。

10 活動内容

就活サポーターの活動内容は、別紙「おこやま就活サポーター制度 事業の流れ」のとおりです。

また、次の事項についても、可能な範囲で協力をお願いします。

- (1) 県が実施する就職関連イベントに登録企業が参加する場合に、就活サポーターをイベントに参加させること。
- (2) 県が発行又は発信する就職関連の広報に協力すること。
- (3) その他、学生の県内就職の促進に繋がる県の施策へ協力すること。

11 申請書等提出先

別に定めるものとする。

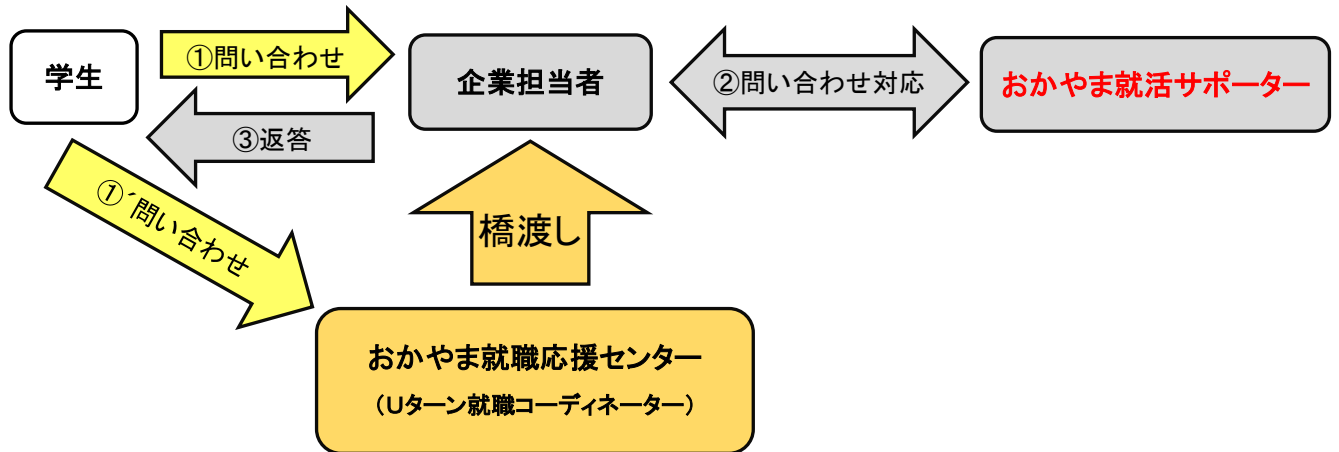
附則

この要領は、令和4年4月 1日から施行します。

この要領は、令和5年8月15日から施行します。

おかやま就活サポーター制度 事業の流れ

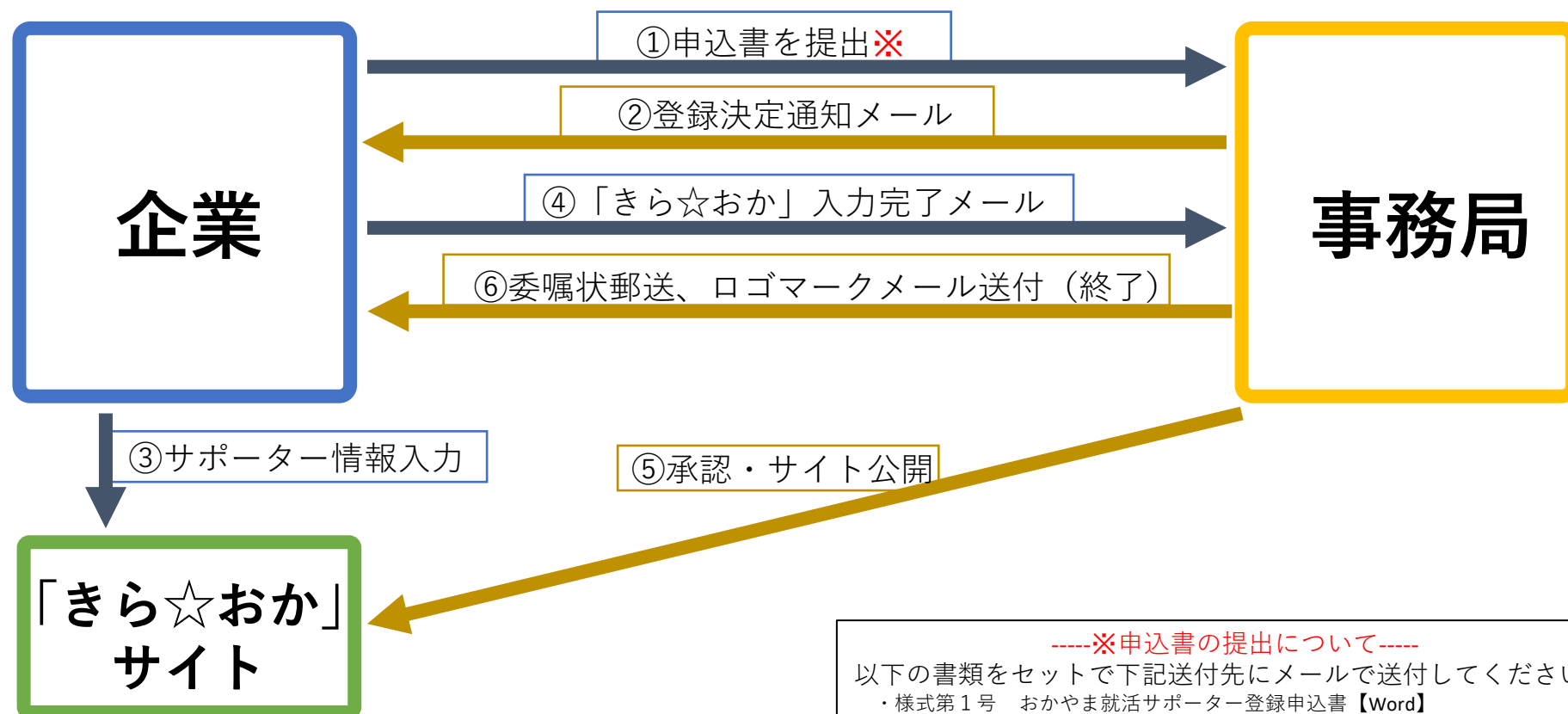
事業の流れイメージ



おかやま就活サポーター登録の流れ

企業様には①・③・④の内容を行っていただきます。

①申込書の提出→②事務局から登録決定通知メール→③「きら☆おか」サイトにサポーター情報入力→④企業様から事務局にサポーター情報登録完了の旨をメール送信→⑤サポーター情報の内容確認・承認後、サイト上に公開→⑥委嘱状の郵送、ロゴマークをメールで送付（終了）



-----※申込書の提出について-----

以下の書類をセットで下記送付先にメールで送付してください。

- ・様式第1号 おかやま就活サポーター登録申込書【Word】
- ・(別紙) おかやま就活サポーター登録名簿【Word】

書類送付先: teichaku@okachu.or.jp